

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和5年5月29日（月曜日）
午前10時開会 午前11時50分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（29名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	真家	達成
消防長	檜山	保明
消防次長	本橋	一夫
秘書課長	浅川	邦子
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
財政課長	山口	正通
広報広聴課長	中川	光美

総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	佐野 善則
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	羽成 信明
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
教育総務課長	塚本 富美代
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
監査委員事務局長	藤井 徹
会計課長	五来 顕
教育総務課係長	市村 好央

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○奥谷委員長 皆さんおはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の委員会で行うことにしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、そのように進めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。協議に入る前に自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に、執行部の皆様より、機構順をお願いいたします。なお、発言の際は、マイクの御使用をお願いいたします。それでは、私から自己紹介させていただきます。今期、総務市民委員会の委員長を拝命いたしました、奥谷崇です。どうぞよろしくお願いいたします。

○目黒副委員長 同じく副委員長を拝命いたしました、目黒英一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古沢委員 8年ぶりにカムバックしました古沢喜幸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠塚委員 引き続き、総務委員会になりました篠塚昌毅です。よろしくお願いいたします。

○小坂委員 小坂博です。初めてなので、よろしくお願いいたします。

○滝田委員 滝田賢治です。どうぞよろしくお願いいたします。初めてなので、いろいろと勉強させてください。よろしくお願いいたします。

○菅井委員 菅井歩美です。よろしくお願いいたします。いろいろとたくさん分からないことがあります。教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員 はじめまして。柳澤健二と申します。いろいろと分からないことばかりです。どうぞいろいろ教えていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○檜山消防長 4月から消防長を拝命いたしました檜山でございます。不慣れなんです。一生懸命務めさせていただきます。どうぞ、御指導のほうよろしくお願いいたします。

○本橋消防次長 同じく、消防本部、4月から消防次長になりました本橋と申します。1年間よろしくお願いいたします。

○磯山消防総務課長 消防総務課長の磯山といいます。よろしくお願いいたします。

○比氣予防課長 4月から予防課長になりました。比氣と申します。よろしくお願いいたします。

○堀本警防救急課長 警防救急課、課長の堀本でございます。私も4月から課長になりました。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ありがとうございます。1年間どうぞよろしくお願いいたします。それでは、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和5年5月29日開催の消防本部フォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①土浦市火災予防条例の一部改正（案）について、執行部より説明をお願いいたします。

○比企予防課長 土浦市火災予防条例の一部改正（案）について、御説明させていただきます。資料①の土浦市火災予防条例の一部改正（案）をお開きください。今回の改正理由ですが、大きく二つの改正がございます。一つ目が対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部を改正する省令により、急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しがなされました。これに伴い、急速充電設備の定義等の基準が改正されたことから、火災予防条例についても同様の改正を行うものでございます。二つ目は、平成30年7月に健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。火災予防条例令においても、火災予防の観点から、喫煙所に標識を設置することを求めております。異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、指定場所における喫煙の制限に関わる規定を改正したものでございます。以上の改正から、これに準拠する土浦市火災予防条例の一部を改正するものでございます。2ページ進んでいただきまして、資料の3ページを御覧ください。急速充電設備の改正についてのイメージ図を記載させていただきました。上の図は改正前となります。20キロワットから200キロワットまでを急速充電設備として取り扱い、200キロワットを超えるものについては、変電設備として取り扱っていましたが、下の図を御覧ください。今回の改正により、200キロワットの制限がなくなり、コネクタ型、こちらは電気自動車に充電するケーブルがついている充電設備を、急速充電設備として取り扱い、ついていないものについては、変電設備として扱うこととされました。二つ目の喫煙所等の標識についてですが、資料の左側に火災予防条例の喫煙所の標識を記載させていただいております。その標識が、国際標準化機構が定めた規格に適合させるため、右側に記載されているような標識となることとなりました。資料の1ページにお戻りください。二つの改正の内容ですが、5点ほどございます。まず、一つ目に、急速充電設備は、出力の上限を撤廃するとともに、電気自動車等にコネクタを用いて、充電する設備であることとされ、充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものとされたこと。二つ目に、急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体とコネクタと充電ケーブルを収納する電気ポストで構成されているものを、分離型の急速充電設備と規定し、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこととされたこと。三つ目に、緊急停止装置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作できる位置に設ける必要があるものであることが明確化されたこととございます。1ページ進んでいただきまして、2ページを御覧ください。四つ目に、喫煙所と表示した標識についてですが、先ほど御説明したとおり、火災予防条例の喫煙所の標識が健康増進法で規定している喫煙専用室の標識と重複していることから、国際標準化機構が定めた規格の標識、喫煙専用室としたものでございます。五つ目に、その他、文言の整理を行うものでございます。3の施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、第11条の2第1項、急速充電設備の改定規定及び次項の規定については、令

和5年10月1日から施行いたします。詳細については、改正案文新旧対照表を添付してございますので、御確認ください。火災予防条例一部改正（案）についての御説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料②令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）消防団管理事業について、説明をお願いいたします。

○堀本警防救急課長 資料は、サイドブックス資料②の令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）についてをお開きください。令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について、御説明をいたします。本補正は、消防団管理事業となります。1の補正理由につきましては、本年度当初予算は、令和5年1月現在の退職確定者数11名にて算定いたしましたが、2月以降に4名の団員から退職の申し出がありましたので、増額補正し、退職報償金を支給するものでございます。2の補正額につきましては、歳出、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、補正前420万3,000円、補正額111万6,000円、補正後の額531万9,000円、消防団員退職報償金でございます。3の歳出根拠につきましては、土浦市消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例により、退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職したものに、その者の勤務年数及び階級に応じて、別表のとおり、支給するものでございます。今回の補正額は、111万6,000円を含む、退職報償金全額消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入となります。令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）についての御説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 団員の年度任期の確認ですが、1月1日から12月31日まででしたっけ。それとも、4月1日から3月31日までですか。

○堀本警防救急課長 篠塚議員のただ今の御質問にお答えさせていただきます。3月31日で退職の締切りをしております。年度でございます。

○古沢委員 最近の消防団員数の推移はどうなんでしょうか。

○堀本警防救急課長 なかなか、コロナ禍もありまして厳しい状況でございますが、過去5年の統計からお話いたしますと、過去5年で入団者数が110名、退職者数が146名。増減ですが、36名減となっております。ただ、コロナ禍前の令和元年は、8名増加しております。コロナ禍で、令和2年、マイナス1減。令和3年がマイナス20減、令和4年がマイナス9減となっている状況でございます。御説明は以上となります。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③消防署庁舎整備事業について説明をお願いいたします。

○磯山消防総務課長 消防庁舎整備事業について、消防総務課から御説明いたします。老朽化した南分署の整備について、消防内部に職員による庁舎建設検討委員会を作り、

検討を重ねた結果、課題である南分署と、近い将来、建替えが必要になる荒川沖消防署の2署を統合する案もございました。両署ともに、現在地に単独で建て替えるのか、または、どちらも移転し建て替えるのか、二つの署を統合するため、移転し、建て替えるのか、移転時の候補地の検討、消防力の適正配置調査業務を委託し、土浦市の現在の人口、消防署配置、各災害出場件数、進路状況データ抽出を行い、適正な署配置の報告書を作成いたします。本市が策定する計画の中で、最上位に位置付けられている第9次土浦市総合計画では、社会経済情勢等のこれからの変化や本市の抱える課題を踏まえ、基本目標の一つ、効率的な行財政運営による持続可能なまちづくりを掲げております。その中で、消防施設については、高度経済成長期の昭和40年から50年代の急激な人口増加と、都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に整備されたため、近年、老朽化が進み、対策が急務と考えてございます。安定的な消防行政サービスを提供し続ける必要があることから、適切な施設配置を進めるため、常備消防適正配置等調査を消防防災科学センターに委託いたしました。2ページをお願いいたします。委員会について、御説明いたします。期間は、令和5年8月から令和6年2月に4回実施いたします。消防署庁舎整備検討委員会は14名の方をお願いいたします。会議の最後には、提言書を作成し、市長に提出いたします。報酬は1名当たり7,000円掛ける4回で2万8,000円でございます。各回の会議の内容につきましては、2ページに記載のとおりでございます。3ページをお願いいたします。消防署庁舎整備検討委員会名簿でございます。市議会議員からは、総務市民委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の各委員長である3名の議員さんをお願いしたいと思っております。4ページをお願いいたします。新消防庁舎整備事業のスケジュールでございます。今年度から事業開始いたします。今年度は、消防力適正配置調査のための消防防災科学センターに常備消防適正配置等調査を約半年かけて行っていただくように委託してございます。有識者による消防署庁舎整備検討委員会につきましては、先ほども御説明いたしましたので省略させていただきます。令和6年度以降の計画は、新消防庁舎整備事業スケジュールのとおりでございます。5ページをお願いいたします。現在の消防署の配置図でございます。縦に引かれた黒い線が常磐線でございます。地図下部に記載の南分署と荒川沖消防署の中間付近に引かれた赤い線は、花室川でございます。南分署と荒川沖消防署を統合した場合の建設候補地は、現在の荒川沖消防署の管轄区域である花室川以南でございますので、庁舎建設候補地は花室川以南と考えてございます。以上で説明を終わります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④令和5年度土浦市水防訓練実施について、説明をお願いいたします。

○堀本警防救急課長 資料④の令和5年度土浦市水防訓練実施についてをお聞きください。令和5年度土浦市水防訓練実施について、御説明をいたします。日時は令和5年6月3日土曜日、8時からとなります。小雨決行でございます。なお、天気予報を見ますと、天気が悪いという状況でございます。天候が悪い場合には、6時に態度を決定いた

します。その後、委員の皆様には、電話で御連絡をいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。場所は、佐野子地内学園大橋下流桜川左岸となります。参加団体は、各町内自主防災組織、女性防火クラブ、茨城県土浦土木事務所、市職員、土浦市消防団、土浦市消防本部となります。訓練の目的につきましては、取水期を迎えるに当たり、水防工法の技術向上と水防意識を高揚し、被害の軽減を図ることを目的としております。主催は、土浦市、土浦市消防本部でございます。訓練内容といたしましては、水防本部設置後、給水訓練、水防警戒訓練、各種水防工法訓練、消防本部特別救助隊と消防団員合同による水難救助訓練を行います。水防訓練実施についての御案内は、5月8日に議会事務局から議員の皆様へ御案内状を渡しております。御確認をお願いいたします。水防訓練、工法が終わりまして、視察終了後に訓示、講評等がございます。その際、市議会議員の皆様へ御紹介をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。令和5年度土浦市水防訓練実施についての御説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤第50回茨城県消防救助大会について、説明をお願いいたします。

○堀本警防救急課長 資料⑤の第50回茨城県消防救助技術大会についてをお開きください。第50回茨城県消防救助技術大会について、御説明をいたします。日時は、令和5年6月11日土曜日9時からでございます。場所は、筑西市筑西広域市町村圏事務組合消防本部で開催となります。訓練内容は、陸上の部として、ロープブリッジ救出、障害突破、引上救助の3種目が行われ、消防本部からは5チームが出場いたします。主催は、茨城県消防長会となります。その他といたしましては、昨年同様に、茨城県立消防学校訓練場が改修中のため、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の訓練場で、無観客で開催されます。昨年度は、障害突破、ブリッジ救出の2チームが成績上位となり、東京都立川市で開催されました、関東地区指導会に参加しております。今年度の関東地区指導会は、茨城県と栃木県の共同開催となっており、7月13日木曜日に水上の部が茨城県で行われ、7月21日木曜日に陸上の部が栃木県で開催されます。なお、全国救助大会は8月、令和5年8月25日金曜日に、北海道札幌市で開催予定でございます。第50回茨城県消防救助技術大会についての御説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥第65回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、説明をお願いいたします。

○堀本警防救急課長 資料⑥第65回土浦市消防ポンプ操法競技大会についてをお開きください。第65回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、御説明をいたします。日時は、令和5年7月2日日曜日、開会式は8時35分からで、小雨決行で行われます。場所は、土浦市消防本部屋外訓練場で開催となります。出場分団は、土浦市消防団、合わせて17分団が出場いたします。協議内容といたしましては、消防ポンプ車を用いて、

設置された防火水槽から給水し、火点と呼ばれる的を目標けて放水する体制をとり、そのタイムと操作員の動作を得点化し、競うものでございます。主催は、土浦市消防団、土浦市消防本部。その他といたしましては、優勝した1チームは、土浦市、つくば市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市の5市で構成されている、茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会に出場いたします。このほか、小型ポンプが配置されている14個分団の中から、毎年、1チームが持ち回りで同大会に出場いたします。第65回土浦市消防ポンプ操法競技大会の御説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 今回の参加チーム17チームってちょっと少な目のチーム数だと思うんですが、実際操法大会の時は放水はしてないんですけども、もしチーム数が少なければ、放水をして、実際に水を出すのも一つの訓練かなと思うんで、御検討いただければと思いますが、いかがですか。

○堀本警防救急課長 ただ今の件で補足をさせていただきます。今年度から、新しい試みといたしまして、エントリー制を用いてポンプ操法を実施することになりました。その理由といたしまして、団員からの御意見がございまして、操法大会に出るのが厳しいといった御意見等ございまして、消防団の団長以下、幹部で話し合いをして、消防団全体で最後取りまとめまして、エントリーということで、出たいチームが参加する、または、1チームでは出られない場合には、3チームで、一つの分団で出場するというような内容でございます。その時なんですけど、操法大会に出られない場合には、出ない場合には、訓練がやらないということでは、本番に支障をきたす場合があるということで、同じ期間、放水訓練を訓練するという内容でございました。篠塚議員の御意見、消防団のほうにお伝えして検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、その他消防本部からございますでしょうか。

○堀本警防救急課長 災害時の御連絡についての御相談でございます。前総務市民委員会の皆様には、建物火災が発生した場合に電話連絡をいたしまして、建物の種別、例えば一般住宅、物置、倉庫、アパート等、おおよその災害程度、人的被害等を御連絡してお伝えしておりました。今年度も同様でよろしいでしょうかという内容でございます。

○奥谷委員長 今、御相談がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。今ちょうど防災メールで、各自それぞれ設定をしておけば、逐一情報を受け取ることにはできるんですけども、それにプラスして、それぞれ電話連絡が必要かどうかというところも皆さんにお諮りしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○篠塚委員 なかなか連絡するのも大変だと思うんですが、毎回御連絡いただいて、そういう手間があるのであれば、我々は情報を取る手段がありますので、今公式LINEでも情報は取れますし、もしそれでしたら、大きな事故、災害でない限り、連絡はよろしいのかなと私は思います。

○奥谷委員長 今、篠塚委員からそのような御発言ありましたけれども、皆さんいかが

でしょうか。そのような形でよろしいですかね。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、各自でそれぞれメールの設定等をもう一度確認をしていただいて、必要であればそちらの設定をしていただくと。仮に大規模な火災ですとか、死傷者が何人か出られたというような場合には、個別に御連絡をいただくような形でもいいのかなどというふうに思いますので、その際は、また全員にというのも大変だと思いますので正副委員長あたりで御連絡でもいいのかと思いますが、いかがでしょうかね。

○篠塚委員 議会の中で危機管理の連絡網が整っていると思いますんで、大きい災害の場合は、議会事務局から全員連絡行くと。個別に連絡をしたり、状況聞くと、ほかの作業の手間になってしまうんで、緊急優先していただきたいんで、そのような形で、委員長だけでも御連絡いただければと思います。

○奥谷委員長 それでは、そのような形で、もし少し規模の大きな火災等があった場合には、委員長に連絡ということでもよろしいですかね。あとはそれぞれの皆さんで情報収集をして、設定をしていただきたいということがございますので、そのような対応でお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

○檜山消防長 その他ございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、消防本部の皆さんは、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○奥谷委員長 それでは、協議に入る前に、改めて自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に、執行部の皆様より機構順にお願いをいたします。なお、発言の際はマイクの使用をお願いいたします。それでは私から。今回、総務市民委員長を拝命いたしました奥谷崇です。どうぞよろしくお願いいたします。

○目黒副委員長 同じく副委員長を拝命いたしました目黒英一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古沢委員 古沢喜幸でございます。よろしくお願いいたします。

○篠塚委員 篠塚昌毅です。よろしくお願いいたします。

○小坂委員 小坂博です。総務市民委員会は初めてなので、よろしくお願いいたします。

○滝田委員 滝田賢治です。委員会は初めてなので、どうぞよろしくお願いいたします。

○菅井委員 菅谷歩美と申します。よろしくお願いいたします。初めてなのでいろいろと教えてください。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員 柳澤健二と申します。初めての委員会活動で分からないことばかりですので、いろいろ教えていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○船沢市長公室長 市長公室長の船沢でございます。よろしくお願いいたします。

○浅川秘書課長 秘書課長の浅川でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木政策企画課長 改めまして、政策企画課長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課長元川と申します。よろしくお願いいたします。

○山口財政課長 財政課長の山口です。よろしくお願いいたします。

○中川広報広聴課長 広報広聴課長の中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ありがとうございます。1年間よろしくお願いいたします。それでは、市長公室の案件について協議を行います。サイドブックスは、市長公室フォルダを御準備ください。市長公室資料に基づきまして、資料①令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）水郷筑波サイクリング環境整備事業について、執行部より説明をお願いいたします。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。私のほうからは、水郷筑波サイクリング環境整備事業の補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。資料①でございます。こちらでございますけども、今年の3月に、国におきまして令和4年度の2次補正で、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業といったものが創設されたところでございます。その上で1の補正理由を御覧いただきまして、本市では今年の4月にサイクリングが大変盛んな台湾の台南市と友好交流協定を締結したところでございまして、この支援事業を有効に活用し、特に台湾からのインバウンドの誘致を図ることを目的として、サイクリングを軸として、本市の地域特性を組み合わせた体験型観光事業を実施いたしたいというものでございます。2の補正予算額を御覧いただきまして、この事業は、観光庁におきまして、事業費400万までは10分の10と、それ以上については2分の1の補助を受けることが可能となっておりますことから、670万3,000円の補助金を活用して、12節委託料といたしまして、940万6,000円を増額補正いたしたいというものでございます。具体的な事業概要でございますが、3の（1）を御覧いただきまして、サイクリングをベースに、プライベート花火、霞ヶ浦の遊覧、そば打ち体験やレンコンなどを組み合わせたツアーを構築いたします。その上で、（2）の実施内容の②を御覧いただきまして、台湾のブロガーや、メディア、インフルエンサーの方々をツアーに招待するファミトリップを開催いたします。そして、台南中心に世界へ情報発信をお願いするといったものでございます。一方、ツアーの参加者へアンケート調査を実施いたしまして、その結果をもとに、ツアーの内容を修正した上で、改めてモニターツアーを開催いたしたいと考えてございます。この事業を進めることで、今後各旅行会社においては、これまでとは違った視点から新たなツアーを構築する際のモデル事業となるものと思われ、本市にとっても新たにインバウンド層の誘致に結びつく事業になるものと考えてございます。説明につきましては以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 これから、委託業者を選定して、選んでいくのでしょうか。その期間と、それをどういう感じで選定していくのか、分かれば本委員会で結構ですので、資料があれば出していただければと思います。

○佐々木政策企画課長 本委員会でスケジュールが分かるような資料を別で作らせていただければと思います。以上でございます。

○奥谷委員長 それでは、資料の御準備をお願いいたします。ほかに、何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料②土浦市と一般社会法人WEB解析協会との中小企業等ICT支援に関する連携協定について説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 サイドブックの資料②をお願いいたします。土浦市と一般社団法人WEB解析士協会との中小企業等ICT支援に関する連携協定について、御報告させていただきます。はじめに、協定の相手方一般社団法人WEB解析士協会についてでございますが、WEB解析士といえますのは、インターネットやホームページのアクセス解析、SNSの分析等のWEB解析データ、こちらを活用いたしまして、デジタルマーケティングを通して、売上げ増等の事業成果を導く人材ということで、こちらの団体が認定している資格になっております。そのWEB解析士が約1万人所属し、デジタルマーケティングに関するセミナーですとか、あるいは、講座の開催、WEB解析士の育成等の事業を行っておりますのが、こちらの一般社団法人WEB解析士協会でございます。このWEB解析士協会につきましては、これまでに福島県郡山市、香川県東かがわ市、山形県米沢商工会議所などと、地域産業の振興を目的といたしました連携事業を行った実績がございまして、今般、先方から本市での活動についての御提案がございました。これを受けまして、昨年度を策定いたしました土浦市DX推進計画の取組の一つ、地域社会のデジタル化、こちらに資するものと考え、協定を締結する運びとなったものでございます。2といたしまして、協定の目的につきましては、本市とWEB解析士協会との連携により、市内の中小企業等のデジタルマーケティングに必要な施策の推進を図りますことで、その企業等の事業成果を導くためのデジタル化サポートによる業務改革ですとか、あるいは、新しい街づくりを支援するというを目的とするものでございます。連携協力して取り組む事項につきましては、3の協定事項に記載がございまして中小企業等のデジタル化へのサポート、デジタルデバイスを利用した商工振興、観光振興、デジタル化推進の情報提供等としてございます。なお、4に記載のとおり、来月の6月27日に本協定の締結式を開催する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○小坂委員 ほぼ初めて聞くお名前なんですが、WEB解析士協会。一般社団法人ですから、会費等、後は何らかの予算で動くんだらうと思いますが、これはどういう団体だとかってというのが、今一つ分かりにくいなと思いつつ、いきなり土浦市と協定結ぶと

ということで、変な言い方ですけど、安全性とか、あるいはその政治的とか、いろいろネットというのはあるんで、どんな団体で、どういう人がやっていて、どういうふうにでき上がった団体なのかちょっと気になるんで、それだけ分かる範囲で教えてください。よろしくお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 小坂議員の御質問なんですけれども、やはり協定を締結するに当たりまして、こちらでもいろいろ他市の事業の展開ですとか、そういったものを確認させていただいておりますので、他市との事業については、先ほど少々紹介させていただいた内容のとおりでございます。あとはこちらの団体は、国の方でデジタル推進委員という取組も行っておりまして、そちらの事業にも携わってしまったり、あとは本市になぜ来たのかという部分なんですけれども、実は、この団体の関東支部長を務める方が、本市の出身ということで、少しでも自分の出身の力になりたいということで、お話をいただきまして、組織の部分について、こちらで確認した上で検討した結果、例えば、土浦ブランドの企業さんにこちらのデジタルマーケティングの相談とか、そういったものが無償で受けられるような事業も展開できるのかなと思われまますので、その辺で地域振興にも寄与できるものと思っております。今回協定ということで事業化したものでございます。以上でございます。

○小坂委員 ありがとうございます。大体分かったんですけども、土浦市出身の方が理事にいらっしゃるってことですかね。ということが、おおよその理由なのかなと今聞いていて思ったんですけど。ただ、いろいろ無料でやっていただけるといって、ちょっと不思議な話なんですけど、その辺もよく分からないので、これからでしょうか、よろしくお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 事業につきましては、当面の間は無償で、この協定に基づいて頑張らせていただきますというようなお話をいただいております。これが本格的に、例えば事業として、軌道に乗ってきた、拡大した展開とか、そういった部分については、改めて、こちらでその事業の予算を確保するようなことも想定しているところなんですけれども、当面は無償で土浦のために頑張らせていただけるといようなお話いただいております。以上でございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますか。

○篠塚委員 言葉で、今説明されても分からない点が多々あるので、次回の委員会までに、分かる範囲の資料を整えていただいて、それから、参考例等があれば、提出していただければと思います。

○元川行革デジタル推進課長 次回の本委員会の時に、この団体の資料をまとめて提出させていただきたいと存じます。

○奥谷委員長 よろしく申し上げます。この団体の資料と、あとは、もし仮にほかの自治体の導入例、具体的にもし取れるものがあれば、そういった資料も併せてお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③土浦市デジタルサポーター制度の導入について、説明を

お願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。サイドブックスの資料③をお願いいたします。土浦市デジタルサポーター制度の導入について、御報告させていただきます。まず、こちらの事業の背景といたしまして、昨年度に策定いたしました土浦市DX推進計画において、基本方針の一つとして掲げております市民サービスの向上の取組といたしまして、デジタル化の進展により、恩恵を受けられる方と受けられない方との間に生じます情報格差の解消、いわゆるデジタルデバインド対策、こちらを位置付けております。また、国におきましても、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というデジタル社会の実現に向けた理念、原則を示しておりますことから、こちらのデジタルデバインド対策の取組を優先事項と考えまして、本年3月に高齢者向けのスマートフォン操作方法講座を開催いたしましたところ、大変大きな反響をいただきました。今後も本事業を継続して、少しでも多く開催してまいりたいと考えておりますが、講座の開催に当たりましては、講師に限らず、個別に受講者をサポートするスタッフなど、多くの人材が必要となり、その確保に苦慮しているのが現状でございます。つきましては、講座の講師やサポートスタッフを務めていただける方を募集させていただきまして、デジタルサポーターとして委嘱させていただいた上で、ボランティアとして活動していただく土浦市デジタルサポーター制度を導入いたしまして、より多くの講座開催、受講機会の確保に努めることでデジタルデバインドの解消を目指してまいりたいと考えております。こちらの募集方法につきましては、2のデジタルサポーター募集の概要に記載がございますとおり、公募の上、30名程度を上限といたしまして、デジタルサポーターとして委嘱したいと考えております。応募の要件につきましては、満18歳以上でスマートフォンの基本的な操作が可能であり、本市へのアクセスが容易な方といたしまして、7月1日より募集を開始させていただきたいと存じます。なお、参考までに、3のその他に記載がございますスマートフォン操作方法講座につきましては、来月6月30日に市職員による講座を2回開催予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○奥谷委員長 この件に関して、何か質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、執行部からございますでしょうか。

○山口財政課長 例年作成をしております財政ハンドブックについては、予算の概要や基金、それから、市債の状況を財政比較分析、健全化判断比率等が記載されたものでございます。こちらの令和5年度版が完成をいたしました。令和3年度からサイドブックスへの掲載での対応とさせていただいておりますことから、本年度もサイドブックスのその他の資料のフォルダに掲載しておりますので、後程御覧いただければと思います。以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 土浦市の公式LINEについてお伺いをいたします。デジタル戦略も非常

に大きな一つのツールだと思うんですが、次回で結構ですので、登録者数とか、課題などありましたら、お知らせ願えればと。ぜひ、職員の皆さんとか、もちろん議員も含めて、登録していただいて、より使いやすいものにしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○中川広報広聴課長 ありがとうございます。次回の本委員会までに資料を揃えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○奥谷委員長 では、資料の御準備をお願ひいたします。そのほか、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○滝田委員 先ほどあった土浦市デジタルサポーター制度の導入についてなんですけども、デジタルサポーター募集の概要で30名程度を公募するとなっているんですが、要件でスマートフォンの基本的な操作などあるかと思うんですけども、できれば、公募してくれた人たちに、この土浦市のホームページがせっかくあるんで、こういうふうに入っていけばこういうのが見れるよとか、公式LINEがあるんだったら、公式LINEをそこでこういうふうにするんだよとか、色んなものがホームページには隠されているところが多いんで、これを機会にそういった事例を少しずつ体感していただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうございます。募集して、委嘱の際には、簡単な説明とかそういったものを今のところ想定しております。その場で、そういった情報も御提供させていただいて、皆さんの様々な視点で、より良いものにできればと思います。御意見ありがとうございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、市長公室の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、協議に入る前に自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長を副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に、執行部の皆様より、機構順にお願いいたします。なお、発言の際はマイクの使用をお願ひいたします。今期、総務市民委員長を拝命いたしました奥谷崇です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○目黒副委員長 同じく副委員長を拝命いたしました目黒英一でございます。よろしくお願ひいたします。

○古沢委員 古沢喜幸でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○篠塚委員 総務市民委員会7年目になります篠塚昌毅です。よろしくお願ひします。

○小坂委員 総務委員会は初めてです。小坂博です。よろしくお願ひします。

○滝田委員 総務委員会初めてなんで、どうぞよろしくお願ひします。滝田賢治です。よろしくお願ひいたします。

○菅井委員 菅井歩美です。総務市民委員会は初めてなので、いろいろと教えてください

い。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員 柳澤健二と申します。初めての委員会活動になりますので、皆さんどうぞいろいろと教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○塚本総務部長 4月1日に総務部長を拝命しました塚本です。その前は保健福祉部長を3年間、その前に議会事務局長を2年間やっておりました。よろしくお願いいたします。

○細野総務課長 4月1日の異動で総務課長になりました細野賢治でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋防災危機管理課長 おはようございます。防災危機管理課長の大橋博です。よろしくお願いいたします。

○塚本人事課長 おはようございます。4月1日付で人事課長を拝命いたしました塚本浩之です。よろしくお願いいたします。

○皆藤管財課長 おはようございます。4月1日付で管財課長になりました皆藤と申します。よろしくお願いいたします。

○田中課税課長 おはようございます。4月1日付で課税課長を拝命しました田中です。よろしくお願いいたします。

○北島納税課長 おはようございます。納税課長の北島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○五来会計課長 おはようございます。会計課長、五来と申します。よろしくお願いいたします。

○藤井監査委員事務局長 おはようございます。監査委員事務局長の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ありがとうございます。1年間よろしくお願いいたします。それでは、総務部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務部フォルダを御準備ください。総務部資料に基づきまして、資料①土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）について、執行部より説明をお願いいたします。

○塚本人事課長 それでは、今議会におきまして、議案として提出してございます土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）について、御説明を申し上げます。1番の改正の理由でございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症に変更されたことに伴い、同日付で人事院規則が改正され、国家公務員の防疫等作業手当の特例が廃止されました。本市の特殊勤務手当につきましても、国家公務員と同様に、土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、感染症防疫作業手当の特例を廃止するものでございます。つぎに、2番の改正内容ですが、防疫作業手当の支給について定めていた同条例の付則第4項の見出し並びに同項及び5項を削り、感染症防疫作業手当の特例を廃止するというものでございます。下の四角の枠で囲んでいる所は、現行の条例の内容と、これまでの支給実績ですが、支給対象となった作業は、具体的には、健康増進課で行っていた下高津の旧本庁舎に設置していた検査センターへの移送等の業務、それから、消防におけ

る救急搬送業務でございました。検査センターにつきましては、令和2年度をもって終了となりましたが、消防では令和4年度の年末年始をピークに減少いたしまして、今年度は4月に9件、5月に0件という状況でございます。なお、2ページ以降につきましては、条例の案文、3ページは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事請負契約の締結について、説明をお願いいたします。

○皆藤管財課長 管財課でございます。資料の②をお願いいたします。回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事請負契約の締結についてでございます。本案件につきましては、議会の議決を付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例、こちらの第2条に書かれております、工事につきましては、予定価格が1億5,000万以上ものに該当することから、この度、議会の議決をお願いするものでございます。1ページをお願いいたします。名称は回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事、工事場所につきましては、中村西根地内でございます清掃センターになるものでございます。工事内容は、記載の内容となるものでございます。契約金額は5億3,900万円。契約の相手方は、株式会社タクマ東京支社でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。この内容の契約につきまして、議決をお願いするものでございます。それでは、内容について説明させていただきます。2ページの3番からお願いいたします。3番の工期でございますが、議会の議決終えた日の翌日から令和7年3月14日まで、5年度、6年度の2か年の契約となるものでございます。6番、契約の方法でございますが、5月の12日に一般競争入札にて執行したものでございます。つづきまして、7番、工事の目的でございますが、清掃センターで不燃物処理に使用いたします破砕機及び排出コンベアにつきましては、供用開始から30年が経過してございます。定期整備を行いまして、維持管理に努めてまいりましたが、老朽化が著しいことから、不燃物の処理不能といった事態を招くことがないよう、更新工事を行いまして、安定的な施設稼働を継続を図ること、こちらを目的としているものでございます。8番の工事内容でございますが、回転式破砕機1機の更新、破砕機の付帯設備一式の更新、排出コンベア1機の更新となるものでございます。つづきまして、資料の3ページをお願いいたします。こちらが、位置図でございます。上の図面が清掃センターの場所を、下の図面を御覧いただきますと、今回回転式破砕機及び排出コンベアの設置場所でございますが、粗大ごみ処理施設と書かれている所、こちらに設置されているものでございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。破砕機と排出コンベアの設置場所、写真等添付させていただいておりますけれども、破砕機の機能といたしましては、粗大ごみのピットのほうから送られてきた不燃物を高速回転するハンマーで粉碎処理するというような装置でございます。排出コンベアにつきましては、破砕機を通った不燃物を次の工程に送り出すためのコンベアというものでございます。つづきまして、5ページをお願いいたし

ます。こちらは工事工程表となります。先ほど契約期間が5年度、6年度の2か年というふうに説明させていただきました。まず、上段を見ていただきまして、5年の7月から8月の期間で、破砕機とコンベアなどの実施設計等を行っていただく期間となっております。その後、9月から来年の8月までの期間で、部材の調達、あとその機械の製作をしていただくということになります。その後、9月から10月半ばの間に、破砕機を交換してもらおうと。その期間は、構内に粗大ごみをストックしておかなければなりませんので、そこでストックすると。10月の半ばから12月末にかけて、一度ストックした粗大ごみを処理するような形になります。その後、1月からコンベアの設置工事に入らせていただいて、その工事期間内はまた粗大ゴミを構内にストックすると。そのやり方で工事を実施していくといった工程になっているものでございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。こちらは入札の結果でございます。1社からの応札がございました。予定価格につきましては、左下に記載がございます、税抜きで5億400万円。落札率は97.22パーセントでございました。回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事の請負契約の締結につきましては、説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 ところで、破砕する対象物というのは、どういうのが入るんでしょうか。

○皆藤管財課長 破砕するものは、基本大きな粗大ごみになるかと思えます。こちら燃えないごみになります。大きな燃えないごみを、破砕機の中で細かく砕いて、それがその下に落ちて、コンベアに乗せられていくと。そのコンベアの先では、今度はアルミとか鉄など、燃える、燃えないごみに分けられて、燃えるごみは可燃のピットにまた落ちると。それで、アルミと鉄については、リサイクル、有料で販売するという形になっています。

○奥谷委員長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結について、執行部より説明をお願いします。

○皆藤管財課長 それでは、サイドブックスの資料③東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結について、説明させていただきます。本案件につきましても、議会の議決を付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例の第2条ですね、こちらの工事については、予定価格が1億5,000万以上の請負に該当するというので、この度、議会の議決をお願いするものでございます。1ページをお願いいたします。名称につきましては、東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事、工事場所については土浦市中地内、こちらは東小学校の場所でございます。工事内容は、記載内容のとおりでございます。契約金額につきましては、2億3,760万円、契約の相手方につきましては、市内本社の株式会社山本工務店でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。こちらの内容につきまして議決をお願いするものでございます。それでは、内容について説明のほうをさせていただきます。2ページをお願いいたします。2ページの3番の工程からでございますが、こちらにつきましては、議会の議決を経た日の翌日か

ら6年の3月15日までを予定しております。6番の契約の方法でございますが、こちらは5月12日に一般競争入札にて執行したものでございます。つづきまして、7番建物の概要でございますが、今回工事する屋内運動場棟は、昭和57年築、渡り廊下につきましても同様の57年築でございます。8番の工事の目的でございます。東小学校の屋内運動場棟につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、昭和57年竣工ということで、40年が経過しまして、老朽化が著しいことから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づきまして、施設を築後80年間使用することを目指しまして、長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。つづきまして、9番でございます。工事内容でございますが、屋根、外壁、建具、内装を断熱材等の全面的な内外部の改修工事と渡り廊下の改修を実施するものでございます。3ページをお願いいたします。こちらは位置図でございますが、赤色の部分が屋内運動場と渡り廊下という部分になるものでございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。こちらは工事工程表になります。工期につきましては先ほど説明させていただいた議決をいただいた日の翌日から、6年3月15日まで、建築工事から工事監査、検査、監査等までは、御覧の内容で実施していく予定でございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。工事の概要でございます。まず、外壁については、高圧洗浄で既存の塗装を汚れ落としまして、その上に再塗装するという予定でございます。つづきまして、屋根につきましては、現在、金属製の屋根になっております。その上に、断熱材を敷いて、それから、また新たな金属製の屋根で覆いかぶせるといったような工事になる予定でございます。窓についてなんですが、断熱と省エネ対策といたしまして、ペアガラスを採用すると。また、窓を現在の半分程度の大きさにするというものでございます。つづきまして、建物の中でございますが、アリーナの床でございます。現在は、木製の床でございますが、それを塩化ビニールに変更するものでございます。こちらは、最近多くの屋内運動場で採用されておりまして、クッション性があるって、けががしにくいと。また、溝等がないので埃が溜まりづらいというような利点があるってのものでございます。つづきまして、内装仕上げの内側の壁は、現在、木製の壁材になっていますが、それを全て撤去させていただきまして、その部分に断熱材を吹きつけて、新たな木製の壁材に貼り替えるというものでございます。それと、トイレでございますが、現在、こちらの体育館の下の隣の所に、既存のトイレはあるんですが、今回改めて、障害者用のトイレを体育館内に設置するってのものでございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。入札結果でございますが、中段にありますとおり、2社からの応札がございました。予定価格については左下に記載がございます税抜きで2億1,931万円。落札率は98.49パーセントといった内容でございました。東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事の請負契約締結につきましてもの説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**古沢委員** 断熱効果に随分力を入れている感じがしますが、これでどのぐらいの効果を上げることができるのでしょうか。

○**市村係長** 断熱効果につきましては、既存よりも断熱性を上げるということが目的に

なっていて、計算上、どこまで断熱化されるというのは、今回の東小学校に対しては、数字では表せない形には、現在のところなっております。

○古沢委員 広い所ですから、数字で表すというのは大変ですが、例えば、電気代なら年間どのぐらい節約できるとかという数字は持ってないですか。

○市村教育総務課係長 現時点では持っていないのですが、今度、都和中学校の屋内運動場の設計にこれから入るんですけれども、そこで省エネ計算を実施しまして、そこをモデルとしまして、どの程度電気使用量が削減できるかという検討をすることを予定しております。

○奥谷委員長 ありがとうございます。事業スケジュールを拝見すると、ちょうど夏ぐらいから工事が始まるということですので、可能かどうか分かりませんが、この工事が始まる前の、例えば熱のこもり具合とかそういったものと、工事が終わった後の比較というのも一つ取っておくのも、今後のこの断熱の効果を検証するにはいいのかなというふうに思いますが、その辺いかがでしょう。

○塚本教育総務課長 教育総務課の塚本です。御意見ありがとうございます。確かに、有効かと思しますので、遮へいも断熱効果あるかと思しますので、現時点での気温とその後の気温を資料として測っていききたいと思います。

○奥谷委員長 取れる範囲でいいと思しますので、外気温の関係、内気温の関係といういろいろあると思しますので、ちょっとデータを残していただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

○篠塚委員 屋内運動場の長寿命化について順次進めていると思うんですが、前回神立小学校の時に、設計段階で、色んな工事に3か所ぐらいですかね、追加工事があったということがあって、今回もしっかりとした実施設計をされてると思うんですが、今後も前回のことを踏まえて、注意点とか、しっかりとしたものを行ったのかどうかだけ確認をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 ありがとうございます。神立小の関係では初めての事案ということでいろいろな課題が出てきまして、御迷惑をお掛けしました。まず、一つ大きかったのが、外壁塗膜の剥離に対応する部分なんですけども、こちらの部分はこれまで工事の中で実際塗料を決定してから、その付着を確認しておりましたが、前回の反省等を踏まえまして、外壁の水洗いを事前確認をすることとしております。実施設計中に塗膜の引っ張り調査を実施しまして、塗膜の付着強度を確認した上で、外壁塗装剤を決定してございます。それから、アスベストの概要につきましても、調査範囲を広げまして調査をしております。今回含有されてないのを事前に確認を済んでおります。床下点検口に爆裂という部分がありました。神立小学校は通常の体育館と違いまして、1階に特別教室棟がございます。ですので、点検口等がかなり多かったですけれども、今回都和小のアリーナ部分には、点検口がないために、事前にファイバースコープで確認調査を行っております。現在、見える範囲ではございますが、爆裂のほうは確認がされておられません。あと一つ、バスケットのゴールの取付け下地がありました。こちらにつきましては、補強含めて、工事を組み込んでございます。前回の大きな箇所の部分につきまし

ては、前回の反省をしまして、改めて実施設計の中で織り込んで今回工事に入る予定でございます。以上でございます。

○柳澤委員 昨今の土浦市内の土浦市が発注している工事の中で、よく耳にすることなんですけれども、今篠塚議員からあったような話に付随するんですが、実際に施工が始まってる最中に急な仕様の変更があったりしまして、例えば、その外壁ですとか、外壁の塗装であったら、急にパネルの色分けが入るですとか、あとは配管の位置の変更など、あとは、ほかの仕様変更をする上で、大きな金額の変更伴った仕様変更が見られるという声が工務店さんやその下請けさんたちからも声が上がってる状況でありまして、これ管財課さんに言うことかどうかというのはあるんですが、設計の段階でやはりしっかり打合せをしていただいた上で決めていただければというふうに思います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。貴重な御意見ありがとうございます。確かに最近そういうことに拠った変更契約が多いというのも事実でございますので、各担当課のほうには、そういうようなことがないようにということで、周知を図っているところでございますので、そのようなことはないようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 つぎに、資料④土浦市税条例の一部改正（案）について説明をお願いいたします。

○田中課税課長 課税課でございます。土浦市税条例の一部改正（案）について御説明いたします。令和5年度の税制改正により早急に対応が必要な事項につきましては、5月の臨時会で専決の御承認をいただきました。今回提出しました一部改正は、施行期日が、これから到来するものを議案として提出させていただくものでございます。それでは、1ページの1番改正の趣旨でございます。令和4年4月21日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されました。この法律改正に合わせて、地方税法施行規則においても、原動機付自転車の規定が見直され、令和5年7月1日から施行されますことから、土浦市税条例の一部を改正するものでございます。2番の改正の内容につきましては、地方税法施行規則の改正に合わせて、三輪以上の電動機付自転車から、特定小型原動機付自転車、俗にいう電動キックボードでございます。こちらを除外し、軽自動車税種別割の税率の見直しを行うものでございます。現行では、三輪の電動キックボードの税率は、年額3,700円でございますが、この改正により、年額2,000円となります。税率の適用につきましては、令和6年4月1日時点の登録分からとなり、令和6年度の軽自動車税種別割から全額が変更となります。3番の施行日につきましては、令和5年7月1日でございます。2ページが改正する条例案でございます。3ページが新旧対照表でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 そのほか、総務部からございますか。

○塚本総務部長　ございません。

○奥谷委員長　ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。
（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　ないようですので、執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（総務部退席）

（市民生活部入室）

○奥谷委員長　それでは、協議に入る前に、自己紹介を行ってスタートしたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に、執行部の皆様より機構順にお願いいたします。なお、発言の際はマイクの使用をお願いいたします。今期、総務市民委員長を拝命いたしました奥谷崇です。どうぞよろしくお願いいたします。

○目黒副委員長　同じく、副委員長を拝命いたしました目黒英一でございます。よろしくお願いいたします。

○古沢委員　古沢喜幸でございます。よろしくお願いいたします。

○篠塚委員　こんにちは。篠塚昌毅です。よろしくお願いいたします。

○小坂委員　小坂博です。よろしくお願いいたします。

○滝田委員　滝田賢治です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅井委員　菅井歩美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳澤委員　柳澤健二と申します。初めての委員会活動になりますので、いろいろと教えいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○真家市民生活部長　市民生活部長の真家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐野市民活動課長　市民活動課長の佐野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福原人権推進課長　人権推進課長の福原と申します。よろしくお願いいたします。

○中山生活安全課長　生活安全課長の中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽成市民課長　市民課長の羽成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○日高環境保全課長　環境保全課長の日高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽成環境衛生課長　環境衛生課長の羽成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長　ありがとうございました。1年間よろしくお願いいたします。それでは、市民生活部の案件について、協議を行います。サイドブックスは、市民生活部フォルダを御準備ください。市民生活部資料に基づきまして、資料①土浦市印鑑条例の一部改正（案）について、執行部より説明をお願いいたします。

○羽成市民課長　それでは、資料の1ページをお願いいたします。土浦市印鑑条例の一部改正（案）について、御説明いたします。デジタル社会の形成を図るため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、個人番号カ

ードの電子証明書がスマートフォンの搭載が可能となることから、関係する土浦市印鑑条例の改正をお願いするものでございます。また、国では5月11日からマイナンバーの電子証明書が携帯のスマホに掲載が可能となっております。条例の改正箇所は土浦市印鑑条例の16条の4を削除し、土浦市印鑑条例第18条を追加いたします。その他、文言の整理となります。改正の内容は、個人番号カードの利用者用電子証明書に係る用語の改正で、利用者用電子証明書を個人番号カード用利用者証明書用電子証明書に改めます。電子証明書のスマートフォンへの掲載を可能とし、移動端末設備を利用者証明書用電子証明書が組み込まれるものに限られます。その他、文言の整理となります。条例の施行日は公布の日からとなります。また、スマートフォンを利用した印鑑条例証明書の交付については、市規則に定めるとします。条例の施行日が、この表現になった理由は、まだ国の方からコンビニで交付するための機器の改修に時間を要するため、開始時期がまだ示されていないことからこの表現になったものでございます。つぎに、2ページから3ページは条例の改正案文となります。また、4ページから15ページが新旧対照表となっております。市民課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②ア令和5年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)ダイバーシティ推進事業について、説明をお願いします。

○福原人権推進課長 人権推進課でございます。資料の②をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)ダイバーシティ推進事業についてでございます。まず、補正の理由でございますが、本市では、令和5年度機構改革により、人権推進課ダイバーシティ推進室が設置され、具体的な取組といたしまして、市職員を対象とした理解向上研修の実施及びいばらきダイバーシティ宣言に登録するに当たり、広く市民に周知するための啓発やセレモニーを開催するために、事業費の増額補正をお願いするものでございます。なお、いばらきダイバーシティ宣言につきましては、この後のその他にて御説明を申し上げます。つづきまして、補正予算額でございます。14目男女共同参画推進費、7節報償費が9万円の増でございます。内訳は職員理解向上研修3回分の講師の謝礼でございます。11節需用費は、20万8,000円の増で、啓発用消耗品といたしまして、懸垂幕及び看板の費用並びに宣言セレモニー開催時の舞台看板費用となります。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 お恥ずかしい話ですが、ダイバーシティという言葉そのものが分からないんですが。

○福原人権推進課長 ダイバーシティというのは、日本語に訳すと多様性ということでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②支所出張所管理事業について、説明をお願いします。

○羽成市民課長 それでは、令和5年度補正予算（第4回）（案）について御説明いたします。事業名は支所出張所管理事業となります。補正予算の理由は、都和支所の駐車場が狭隘のため、市民の方が支所を利用する際、不便をおかけしている状況でございます。昨年秋以降、特にマイナンバーカードの申請交付や各種証明書等に来庁する市民の方が多い状況となっております。現在、都和支所の駐車スペースは約2台程度でございます。つきましては、都和支所と近接する民地で、ちょうど道を挟んだ東側にJA水郷つくばセレモニーセンターがあり、大きな駐車場を有しており、都和支所との間に横断歩道もあることから、JA水郷つくばセレモニーに駐車場を賃借できないか打診したところ、了解を得ることができましたものですから、今回駐車場の賃借料の補正をお願いするものでございます。補正予算額は、2ページをお願いします。写真の部分赤く囲んである所、4台の駐車場でございます、9か月で11万9,000円の補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 都和支所の駐車場の問題は、前回の委員会でも指摘であったと思うんですけど、早速対応していただきましてありがとうございます。ただ、周辺にまだ空き地があるんじゃないかという提案もあったと思うんで、その辺も含めて、4台分だけじゃなくて、もうちょっと広げられるかどうか検討をお願いしたいということでございます。

○羽成市民課長 現在、市のほうで再配置計画が進められておまして、そちらの兼ね合いもありまして、今回4台分を確保して、都和支所の今後の在り方については検討してまいりまして、それと一緒に駐車場も検討いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③令和5年度土浦市姉妹都市交流パロアルト市中学生受入事業について、説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 サイドボックスの資料の③をお願いいたします。令和5年度土浦市姉妹都市交流パロアルト市中学生受入事業についてでございます。この事業は、次代を担う国際感覚に優れた人材育成を図ることを目的に、2008年、平成20年から土浦市国際交流協会と土浦市の共催により、3月に市内八つの各中学校の2年生を2名ずつ、合計16名を姉妹都市のアメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト市に派遣するとともに、6月にはパロアルト市より、中学生16名の受入れを行っております。しかしながら、この交流事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和元年6月の受入れを最後に中断しておりました。また、この中学生の交換交流事業につきましては、通常は先ほど御説明いたしましたとおり、本市からの3月の派遣とパロアルト市からの6月の受入れ、こちらはセットにより実施をしておりますが、今年3月の本市からのパロアルト市への派遣は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中止となったものの、6月の受入れにつきましては、パロアルト市側からの強い要望により

まして、日数や受入れ人数を少なくするという、条件付きで片道での交流を4年ぶりに実施することになりましたので、御報告申し上げます。受入れスケジュールにつきましては、資料の1の(4)に記載のとおり、6月の14日水曜日から、18日の日曜日までの期間となります。市民活動課からの説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④土浦市公共施設跡地利活用事業、川口一丁目中央出張所跡地利活用事業候補者の特定について、説明願います。

○福原人権推進課長 人権推進課でございます。資料の④をお願いいたします。土浦市公共施設跡地、川口一丁目旧中央出張所跡地利活用事業者公募における優先交渉権者の決定についてでございます。市民全体の貴重な財産であります、公共施設跡地の利活用におきまして、川口一丁目旧中央出張所跡地は、貸付による跡地利活用が適当であるとの判断から、公募型プロポーザルを実施いたしました。市営公募物件につきましては、まず名称でございます。川口一丁目旧中央出張所跡地で、所在は土浦市川口一丁目4606番地1でございます。物件の位置等につきましては、1ページの物件調書を御参照ください。資料の方戻っていただきまして、審査実施日でございますが、令和5年5月11日で審査員は、土浦市公共施設跡地利用事業プロポーザル選定委員会設置要綱に基づく、9名でございます。つづきまして、利活用事業における優先交渉権者でございますが、日本労働組合総連合会茨城県連合会でございます。なお応募者は1者でございます。つぎに、提案事業者の評価につきましてでございます。事業者の支出、事業内容、地域への配慮、価格の4点で審査を行い、900点満点の6割、540点以上の評価点をもって、優先交渉権者となりますことから、今回は御覧のとおり710点で優先交渉権を決定いたしました。今後の契約までの流れについてでございますが、まず、優先交渉権者と人権推進課との間で、細目にわたる協議を行い、合意書を締結いたします。その後、優先交渉権者と管財課との間で契約を締結いたします。続いて、優先交渉権者との合意書締結後に土浦市ホームページ上に掲載して公表をするというような流れになっております。説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 貸付の期限、契約期間というのは、どのぐらいになってるんでしょうか。

○福原人権推進課長 貸付期間は30年未満でございます。今回、29年ということで提案をいただいております。

○奥谷委員長 ほかにありますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤いばらきダイバーシティ宣言の登録について、説明をお願いいたします。

○福原人権推進課長 人権推進課でございます。資料⑤をお願いいたします。いばらきダイバーシティ宣言の登録についてでございます。まず、宣言の趣旨でございますが、茨城県では、年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向などにかかわらず、一人ひと

とりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会を実現することを目的に、いばらきダイバーシティ宣言を発表し、この趣旨に賛同し、宣言する団体を募集しており、本市におきましても、この趣旨に賛同しまして、ダイバーシティ社会の実現を目指し、この度、いばらきダイバーシティ宣言に登録する運びとなりました。3、4ページがいばらきダイバーシティ宣言の募集資料となります。つづきまして、宣言文案でございますが、次ページを御参照ください。上段の部分は、県の統一の様式になっております。下の3段につきましては、本市独自の宣言文となっております。内容につきましては、一つ目に本市の目指すべきビジョン、形を見せるということで、全ての市民が互いに人権を尊重し合い、自分らしく生き生きと暮らせる市を目指すということを経営ビジョンとしております。二つ目に具体的ななすべきことということで、環境の整備をしていくということで宣言をしております。三つ目にその具体的な手法としまして、意識啓発と人材を育成するというようなことで、誰一人取り残さないインクルーシブ土浦の実現を目指すというような宣言文の内容となっております。つぎに、4月18日現在の、宣言登録状況でございます。茨城県全体で190団体、県内地方自治体が笠間市、那珂市、利根町、水戸市、鹿嶋市、阿見町、古河市、守谷市の8市町、市内登録事業所が9団体となっております。今後の取組でございますが、7月3日の市長定例記者会見にて宣言登録の報告をいたします。その後、広報つちうら、市のホームページに掲載をいたします。宣言セレモニーの開催をしたいと思っております。日時は9月10日、クラフトシビックホールにて開催予定です。また、市職員理解向上研修の実施、各地区公民館及び市内高等学校、大学の文化祭において、パネル展示による啓発実施などを計画しております。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**小坂委員** 先ほども古沢委員から質問があったんですが、ダイバーシティとかインクルーシブとかですね、言葉がよく分からないというのがありますので、もしできればですね、その辺も資料に載せておいてもらおうと助かるなと思いつつ、聞いております。よろしくお願ひします。

○**福原人権推進課長** 申し訳ございません。配慮が足りませんでした。ダイバーシティというのは、日本語に訳すと多様性ということでございます。インクルーシブというのは、そういったものを認めるですとか、含むというようなことで、様々な方がいるのを認め合って、人間共生社会を作っていこうというような考え方が、インクルーシブ社会の実現ということになっております。説明は以上でございます。

○**小坂委員** これは、国連で何年か前にやった話でしたかね。

○**福原人権推進課長** こちらにつきましては、確か私の記憶ですと、アメリカからこういった考え方がありまして、そもそも企業が優秀な人材を集めるというような考え方が根幹になってきているものだと思います。そちらを社会に合わせて、誰一人取り残さない、生き生きと生活ができる、自分らしく生きることができる社会の実現ということで、近年、この理念が浸透してきたというところでございます。説明は以上です。

○**小坂委員** ということは、そもそもこれは企業の考え方というところから始まったと

いうお話なんで、そちらが波及してきたというふうに考えてよろしいんですかね。

○福原人権推進課長 考え方といたしましては、そのような考え方でよろしいかと思っております。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 その他、市民生活部からございますか。

○真家市民生活部長 その他ございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 先ほどのマイナンバーの件なのですが、国で随分トラブルがあるというような発表がされておりますので、次回の委員会で結構ですので、土浦市でそういったトラブルがあった場合とか、対処の方法とかありましたら、報告を願えればと思います。

○羽成市民課長 先日、国のほうからマイナンバーを使って、コンビニ交付の事件、事案等が報道されております。それについて、再点検するように国から通知が来ておまして、土浦市では茨城計算センターと両毛システムという事業者に委託をしておまして、2事業者に確認するように連絡をしております。その結果、報道に出ているものは、特定の事業者のシステムを使っており、問題が発生をしているという状況で、本市の場合は、茨城計算センター独自のシステムを使用しているものですから、問題がないという通知を会社からいただいております。以上でございます。

○古沢委員 桜川でハクレンが大量死したという情報は、つかんでいますか。

○日高環境保全課長 桜川の田土部の堰、つくば市側になるんですけども、その下流におきまして、大量のハクレンのへい死が確認されたということで、5月24日水曜日の夕方、18時頃に発見されたということで、連絡が来ております。河川管理者であります茨城県が対応しているところがございますが、最終的な原因については報告がございませんが、簡単な調査を行ったところ、有害物質等の流出ではなく、田土部の堰を閉じていたため、水量が減少し、酸欠などでハクレンがへい死したというふうに伺っております。以上です。

○古沢委員 市民がびっくりするくらいの量らしいです。

○日高環境保全課長 田土部の堰でオイルフェンスを張っていたということですが、フェンスから漏れたものが下流である土浦市にも流れてきておまして、へい死した数は数千匹ということです。大きいもので1メートルくらいということで聞いております。以上です。

○奥谷委員長 その魚の除去について、市は関わっていますか。

○日高環境保全課長 環境衛生課に依頼がございまして、市の清掃センターで処理をしていただきたいということで、本日依頼がありまして、清掃センターでは、1日2トンまでなら受入れ可能ということで、今日から処分の受入れを開始しております。

○羽成環境衛生課長 ただ今、環境保全課長からありました焼却施設の受入れでございまして、今しがた県の河川課で、土浦市の受入れ量が少ないということで、埋立て処理に移行するかもしれないということで、今日から焼却処理で希望はされていたんですが、

処分方法が変更になるかもしれないということでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 大量で、処理しきれないということですが、分かりました。もし、新たな情報がありましたら、情報を入れていただければと思います。よろしく願いいたします。ほかに、何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。